

# 道路交通法施行令(抄)

昭和三十五年十月十一日  
政令第二百七十号  
改正平成二・二政二九一

注 平成二年二月一八日政令第二九一号の改正(平成三年四月一九日から施行)により、変更される条文等(傍線は改正部分)を掲載しています。

## 〔警察署長の交通規制等〕

第三条の二 法第五条第一項の規定により公安委員会が警察署長に行わせることができる交通の規制は、次に掲げる道路標識等による交通の規制(法第四条第一項後段に規定する警察官の現場における指示によるこれらの交通の規制に相当する交通の規制を含む。)で、その適用期間が一月を超えないものとする。

### 一(十)(略)

十一 法第四十五条の二第一項の道路標識等

十二 法第四十六条の道路標識等

十三 法第四十八条の道路標識等

### 2 (略)

〔停車又は駐車をするのでできる場所について特に配慮する必要がある者〕

新第一四条の五 法第四十五条の二第一項第三号の政令で定める者は、妊娠中又は出産後八週間以内の者とする。

〔路側帯が設けられている場所における停車及び駐車〕

改第一四条の六 1. 2 (略) (旧第一四条の五は、第一四条の六に繰下げ)

〔パーキング・メーターの作動等の方法〕

改第一四条の七 法第四十九条の三第四項の規定により車両の運転者がパーキング・メーターを作動させるときは、当該パーキング・メーターに表示されている方法によりこれを作動させなければならない。

2 法第四十九条の三第四項の規定により車両の運転者がパーキング・チケット発給設備によりパーキング・チケットの発給を受けてこれを掲示するときは、

当該パーキング・チケット発給設備に表示されている方法によりパーキング・チケットの発給を受けて、これを、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところにより掲示しなければならない。

### 一・二(略)

〔車両を返還する場合の手続〕

改第一四条の八(略) (旧第一四条の七は、第一四条の八に繰下げ)

〔保管した車両に関する規定の準用〕

改第一七条 第十四条の八から第十六条の四までの規定は、法第五十一条第二十二項において準用する同条第六項の規定により保管した積載物について準用する。この場合において、第十四条の八中「使用者又は所有者」とあるのは「所有者、占有者その他当該積載物について権原を有する者」と、第十五条第一号中「車両」とあるのは「積載物の名称又は種類、形状及び数量並びにその積載物が積載されていた車両」と、同条第二号中「車両」とあるのは「積載物が積載されていた車両」と、第十六条第二号中「保管車両一覽簿」とあるのは「保管積載物一覽簿」と、第十六条の三中「入札者がない車両」とあるのは「入札者がない積載物、速やかに売却しなければ価値が著しく減少するおそれのある積載物その他競争入札に付することが適当でない」と認められる積載物」と、第十六条の四第一項、第二項及び第四項中「車両の車名、型式、塗色及び番号」に表示されている番号」とあるのは「積載物の名称又は種類、形状及び数量」と、同項中「抵当権」とあるのは「質権、抵当権、先取特権、留置権その他の権利」と読み替えるものとする。

〔損壊物等の保管の手続等〕

改第二六条の四の三 第十四条の八から第十六条の五までの規定は、法第七十二条の二第二項後段の規定により保管した損壊物等について準用する。この場合において、第十四条の八中「使用者又は所有者」とあるのは「所有者、占有者その他当該損壊物等について権原を有する者」と、第十五条中「法第五十一条第九項」とあるのは「法第七十二条の二第三項において読み替えて準用する法第

五十一条第九項」と、同条第一号中「車両」とあるのは「損壊物等が、車両である場合に於てはその車両の車名、型式、塗色及び番号標に表示されている番号、車両の積載物である場合に於てはその積載物の名称又は種類、形状及び数量並びにその積載物が積載されていた車両」と、「表示されている番号」とあるのは「表示されている番号、その他の損壊物等である場合に於てはその損壊物等の名称又は種類、形状及び数量」と、同条第二号中「車両が駐車していた場所及びその車両を移動した日時」とあるのは「損壊物等に係る交通事故が発生したと認められる場所及び日時（その日時が明らかでないときは、その損壊物等を移動した日時）」と、第十六条中「法第五十一条第九項」とあるのは「法第七十二条の二第三項において読み替えて準用する法第五十一条第九項」と、同条第二号中「保管車両一覽簿」とあるのは「保管損壊物等一覽簿」と、第十六条の二及び第十六条の三中「法第五十一条第十二項」とあるのは「法第七十二条の二第三項において読み替えて準用する法第五十一条第十二項」と、同条中「入札者がない車両」とあるのは「入札者がない損壊物等、速やかに売却しなければ価値が著しく減少するおそれのある損壊物等その他競争入札に付することが適当でない認められる損壊物等」と、第十六条の四第一項、第二項及び第四項中「車両の車名、型式、塗色及び番号標に表示されている番号」とあるのは「損壊物等の名称又は種類、形状及び数量（損壊物等が車両である場合に於ては、その車両の車名、型式、塗色及び番号標に表示されている番号）並びに損壊物の程度」と、同項中「抵当権」とあるのは「質権、抵当権、先取特権、留置権その他の権利」と、第十六条の五中「法第五十一条第二十一項」とあるのは「法第七十二条の二第三項において準用する法第五十一条第二十一項」と読み替えるものとする。

**（高速自動車国道等に係る車両の保管の系統等）**

**改第二十七条の五** 第十四条の八から第十七条までの規定は、法第七十五条の八第二項において準用する法第五十一条第六項（同条第二十二項において準用する場合を含む。）の規定により保管した車両（積載物を含む。）について準用する。

**（権限の委任）**

**改第四十条** 法の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、次に掲げるもの

を除き、道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、当該方面公安委員会が行う。

一 法第四十五条第一項ただし書、第四十九条の五、第五十七条第二項、第六十条、第七十一条第六号、第七十六条第四項第七号、第七十七条第一項第四号、第百三条第三項（第百四条の二の三第三項及び第六項並びに第百七条の五第九項において準用する場合を含む。）、第百四条第一項、第百七条の五第四項、第百八条の三十第一項及び第百十四条の三の規定による公安委員会の定めに関する事務

二 四（略）

2（略）



改別表第二(第二十六条の七、第三十三条の二、第三十三条の二の三、第三十六条、第三十七条の三、第三十七条の八関係)

一〇三(略)

備考

一(略)

二 一の表及び二の表の上欄に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによる。

1〇18(略)

19 「放置駐車違反(駐車車禁止場所等)」とは、法第四十四条、第四十九条の第三項、第四十九条の四又は第七十五条の八第一項の規定の違反となるような行為(法第四十九条の第三項の規定の違反となるような行為については法定駐車禁止場所(指定駐車場所を除く。)における行為に限り、法第四十九条の四の規定の違反となるような行為については法定駐車禁止場所における行為に限る。以下「駐車車禁止場所等違反行為」という。)のうち、その行為が車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為(以下「放置行為」という。)に該当するときはその又はその行為をした場合において放置行為をしたときのことをいう。

20〇42(略)

43 「駐車車違反(駐車車禁止場所等)」とは、駐車車禁止場所等違反行為のうち、19に規定する行為以外のものをいう。

44 「放置駐車違反(駐車禁止場所等)」とは、法第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条の第三項又は第四十九条の四の規定の違反となるような行為(法第四十九条の第三項又は第四十九条の四の規定の違反となるような行為については、駐車車禁止場所等違反行為に該当するものを除く。)のうち、その行為が放置行為に該当するときの又はその行為をした場合において放置行為をしたときのことをいう。

45〇79(略)

80 「駐車車違反(駐車禁止場所等)」とは、法第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条、第四十八条、第四十九条の第三項から第四項まで、第四十九条の四又は第四十九条の五後段の規定の違反となるような行為(法第四十九条の第三項又は第四十九条の四の規定の違反となるような行為については、駐車車禁止場所等違反行為に該当するものを除く。)のうち、44に規定する行為以外のものをいう。

81〇126(略)

別表第六（第四十五条関係）

反則行為の種類		反則金の額	
反則行為の種類		反則金の額	
反則行為の種類		反則金の額	
一～四（略）		車両等の種類	
五 放置駐車違反（駐停車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等））		大型車又は重被牽引車	二万七千円
		普通車	二万円
		二輪車又は原付車	一万二千円
		大型車	二万五千元
		普通車	一万八千元
		二輪車	一万五千元
		原付車	一万二千元
六 速度超過（二十五以上三十未満）		大型車又は重被牽引車	二万五千元
		普通車	一万八千元
		二輪車	一万五千元
		原付車	一万二千元
七 放置駐車違反（駐停車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等以外））		大型車又は重被牽引車	二万五千元
		普通車	一万八千元
		二輪車又は原付車	一万円
八 放置駐車違反（駐車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等））		大型車又は重被牽引車	二万三千元
		普通車	一万七千円
		二輪車又は原付車	一万千円
九 放置駐車違反（駐車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等以外））		大型車又は重被牽引車	二万千円
		普通車	一万五千元
		二輪車又は原付車	九千円
十 速度超過（二十以上二十五未満）又は大型自動車二輪車等乗車方法違反		大型車	二万円
		普通車	一万五千元
		二輪車	一万二千元
		原付車	一万円
十一 駐停車違反（駐停車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等））		大型車	一万七千円
		普通車	一万四千元
		二輪車又は原付車	九千円
十二 速度超過（十五以上二十未満）又はしゃ断踏切立入り		大型車	一万五千元
		普通車	一万二千元
		二輪車	九千円
		原付車	七千円
十三 駐停車違反（駐停車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等以外））		大型車	一万五千元
		普通車	一万二千元
		二輪車又は原付車	七千円
十四 駐停車違反（駐車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等））		大型車	一万四千元
		普通車	一万二千元
		二輪車又は原付車	八千円

十五、駐停車違反(駐車禁止場所等(高輪運転者等専用場所等以外))	大型車又は重被牽引車 一万二千元
十六、速度超過(十五未滿)、信号無視(赤色等)、通行区分違反、高速自動車国道等車間距離不保持、追越し違反、踏切不停止等、交差点安全進行義務違反、横断歩行者等妨害等、携備不良(制動装置等)、安全運転義務違反、携帯電話使用等(交通の危険)、本線車道横断等禁止違反又は高速自動車国道等運転者遵守事項違反	大型車 一万二千元 普通車 九千元 二輪車 七千元 原付車 六千元
十七、信号無視(点滅)、通行禁止違反、歩行者用道路徐行違反、歩行者側方安全間隔不保持等、急ブレーキ禁止違反、法定横断等禁止違反、路面電車後方不停止、優先道路通行車妨害等、徐行場所違反、指定場所一時不停止等、積載物大きき制限超過、積載方法制限超過、整備不良(尾灯等)、幼児等通行妨害、安全地帯徐行違反又は免許条件違反	大型車 九千元 普通車 七千元 二輪車 六千元 原付車 五千元
十八、通行帯違反、路線バス等優先通行帯違反、道路外出入折角車妨害、指定横断等禁止違反、車間距離不保持、進路変更禁止違反、追い付かれた車両の義務違反、乗合自動車発進妨害、割込み等、交差点右左折等合図車妨害、指定通行区分違反、交差点優先車妨害、緊急車妨害等、交差点等進入禁止違反、無灯火、滅光等義務違反、合図不履行、合図制限違反、警音器吹鳴義務違反、乗車積載方法違反、定員外乗	大型車 七千元 普通車又は二輪車 六千元

車、牽引違反、泥はね運転、転落等防止措置義務違反、転落積載物等危険防止措置義務違反、安全不確認下ア開放等、停止措置義務違反、騒音運転等、初心運転者等保護義務違反、携帯電話使用等(保持)、公安委員会遵守事項違反、消音器不備、最低速度違反、本線車道通行車妨害、本線車道緊急車妨害、牽引自動車本線車道通行帯違反、故障車両表示義務違反又は仮免許練習標識表示義務違反	原付車 五千元
十九、通行許可条件違反、軌道敷内違反、道路外出入折角方法違反、交差点右左折方法違反、制限外許可条件違反、原付牽引違反、運行記録計不備、初心運転者標識表示義務違反、聴覚障害者標識表示義務違反又は本線車道出入方法違反	大型車 六千元 普通車又は二輪車 四千元 原付車 三千元
二十、警音器使用制限違反又は免許証不携帯	大型車、普通車、二輪車又は原付車 三千元

備考

一 (略)

二 この表の反則行為の種類欄に掲げる用語の意味は、それぞれ別表第二の備考の二に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

1 4 (略)

5 「放置駐停車違反(駐車禁止場所等(高輪運転者等専用場所等)」とは、法第四十四条又は第四十九条の四の規定の違反となるような行為(法第四十四条の規定の違反となるような行為)については、法第四十九条の四の規定の違反となるような行為)については法定駐停車禁止場所にある指定駐車場所における行為に限る。10において同じ。のうち、その行為が放置行為に該当するときは、その行為をした場合において放置行為をしたときのもの

- をいう。
- 6) 「速度超過(二十五以上三十未満)」とは、速度超過のうち、その超える速度が二十五キロメートル毎時以上三十キロメートル毎時未満のものをいう。
- 7) 「放置駐車違反(駐停車禁止場所等(高齢運転者等専用場所等以外)」とは、別表第二の備考の二の19に規定する行為のうち、5に規定する行為以外のものをいう。
- 8) 「放置駐車違反(駐車禁止場所等(高齢運転者等専用場所等)」とは、法第四十五条第一項又は第四十九条の規定の違反となるような行為(法第四十五条第一項の規定の違反となるような行為については高齢運転者等専用場所における行為に限る、法第四十九条の規定の違反となるような行為については指定駐車場所(法定駐停車禁止場所にあるものを除く。))における行為に限る。13において同じ。のうち、その行為が放置行為に該当するときのもの又はその行為をした場合において放置行為をしたときのものをいう。
- 9) 「放置駐車違反(駐車禁止場所等(高齢運転者等専用場所等以外)」とは、別表第二の備考の二の44に規定する行為のうち、8に規定する行為以外のものをいう。
- 10) 「駐停車違反(駐停車禁止場所等(高齢運転者等専用場所等)」とは、法第四十四条又は第四十九条の規定の違反となるような行為のうち、5に規定する行為以外のものをいう。
- 11) 「速度超過(十五以上二十未満)」とは、速度超過のうち、その超える速度が十五キロメートル毎時以上二十キロメートル毎時未満のものをいう。
- 12) 「駐停車違反(駐停車禁止場所等(高齢運転者等専用場所等以外)」とは、別表第二の備考の二の43に規定する行為のうち、10に規定する行為以外のものをいう。
- 13) 「駐停車違反(駐車禁止場所等(高齢運転者等専用場所等)」とは、法第四十五条第一項又は第四十九条の規定の違反となるような行為

- のうち、8に規定する行為以外のものをいう。
- 14) 「駐停車違反(駐車禁止場所等(高齢運転者等専用場所等以外)」とは、別表第二の備考の二の80に規定する行為のうち、13に規定する行為以外のものをいう。
- 15) 「速度超過(十五未満)」とは、速度超過のうち、その超える速度が十五キロメートル毎時未満のものをいう。
- 16) 「信号無視(赤色等)」とは、法第七条の規定の違反となるような行為(赤色の灯火若しくは黄色の灯火又はこれらの信号の意味と同じ意味の信号に係る行為に限る。をいう。
- 17) 「信号無視(点滅)」とは、法第七条の規定に違反する行為(16)に規定する行為を除く。をいう。
- 18) 「泥はね運転」とは、法第七十一条の規定に違反する行為をいう。
- 19) 「公安委員会遵守事項違反」とは、法第七十一条第六号の規定に違反する行為をいう。
- 20) 「運行記録計不備」とは、法第六十三条の二第一項の規定に違反する行為をいう。
- 21) 「警告器使用制限違反」とは、法第五十四条第二項の規定に違反する行為をいう。
- 22) 「免許証不携帯」とは、法第九十五条第一項又は第百七条の三前段の規定に違反する行為をいう。
- 三(略)